

# 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（第2回）

日時：令和2年2月19日（水）

19時00分～20時00分

場所：合同庁舎5号館6階

共用第7会議室

## 議 事 次 第

### 1. 開 会

### 2. 議 事

（1）新型コロナウイルス感染症について

（2）その他

### 3. 閉 会

（配布資料）

資料1-1 第1回新型コロナウイルス感染症専門家会議 議論の方向性等

資料1-2 新型コロナウイルス感染症に関する行政検査について（依頼）

資料2 武漢からのチャーター便（1,2便）における疫学情報のまとめ

資料3 新型コロナウイルス感染症に関するガイドライン

資料4 平成21年の新型インフルエンザ（A/H1N1）をめぐる動向

資料5 クルーズ船内の患者の発症日について

資料6 学校における新型コロナウイルスに関連した感染症対策等について

参考資料1 新型コロナウイルスを防ぐには

参考資料2-1 新型コロナウイルス感染症に対する感染管理

参考資料2-2 医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド

参考資料2-3 新型コロナウイルス（2019-nCoV）感染症への対応について

参考資料 2－4 新型コロナウイルス感染症に対する対策の在り方について

参考資料 3 第 1 回新型インフルエンザ (A/H1N1) 対策総括会議

# 第1回新型コロナウイルス感染症専門会議 議論の方向性等

令和2年2月16日

厚生労働省健康局結核感染症課

# 国内の発生状況について

- 国内全体としては、感染経路を特定できない可能性のある症例が複数認められる状況であり、患者が増加する局面を想定した対策が必要。
- 一方、クルーズ船という特殊な状況において通常の地域では生じ得ない多数の患者が生じている状況であり、クルーズ船の患者を受け入れている地域では、それに対応した医療提供体制を確保する必要がある

# 相談・受診の目安（1）

## 1. 相談・受診の前に心がけていただきたいこと

- ☆発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み、外出を控える。
- ☆発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく

## 2. 帰国者・接触者相談センターにご相談いただく目安

- ☆以下のいずれかに該当する方は、帰国者・接触者相談センターに相談する
  - ・風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続く方。  
(解熱剤を飲み続けなければならない方も同様)
  - ・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方。 2

## 相談・受診の目安（2）

☆なお、以下のような方については重症化しやすいためこの状態が、2日程度続く場合には帰国者接触者相談センターに相談する

- ・ 高齢者
- ・ 糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方
- ・ 免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

（妊婦について）

妊婦については、念のため重症化しやすい方と同様に早めに帰国者接触者相談センターに相談する。

# 相談・受診の目安（3）

## （小児について）

小児については、現時点で重症化しやすいとの報告はなく、新型コロナウイルス感染症については、目安どおりの対応とする。

☆なお、現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医に相談する。

## 3. 相談後、医療機関にかかる時のお願い

☆帰国者・接触者相談センターから受診を勧められた医療機関を受診する。複数の医療機関を受診することは控える。

☆医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット（咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って口や鼻をおさえる）を徹底する。

## 無症状病原体保有者の管理について

- 48時間後にPCR検査を行い、陰性の場合には12時間後に再度PCR検査で陰性を確認後に退院とする（現在の患者と同じ退院基準）
- 陽性だった場合には48時間ごとにPCR検査を行う。
- 医療機関では無症状病原体保有者のみの大部屋管理が可能。
- 隔離が十分出来る場合であれば医療機関以外でも管理が可能。ただし、症状が出た場合には速やかに対応可能で有ることが必要。



# 無症状病原体保有者の退院等基準

## 現状の退院基準

- 無症状病原体保有者（症状なし かつ PCR検査陽性）



## 今後の退院基準

- 患者（症状あり かつ PCR検査陽性）



軽快後、48時間毎にPCR検査を実施。陰転化が確認されたら、前回検体採取後12時間以後に再度採取を行い、二回連続で陰性が確認されたら退院可とする。

事務連絡  
令和 2 年 2 月 17 日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局結核感染症課

### 新型コロナウイルス感染症に関する行政検査について（依頼）

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」（平成 18 年 3 月 8 日健感発第 0308001 号厚生労働省結核感染症課長通知）の別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」（以下「別紙」という。）については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について（一部改正）」（令和 2 年 2 月 4 日健感発 0204 第 1 号）により改正し、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）についての届出に関する基準等をお示ししたところです。

また、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について（一部改正）」に関する留意事項について（令和 2 年 2 月 7 日健感発第 0207 第 1 号）において、新型コロナウイルス感染症について、感染が強く疑われる場合には柔軟に検査を行っていただきたい旨、お知らせしたところです。

今般、国内外の発生状況および、当該通知を踏まえ、行政検査の対象者などの事項について改めて下記のとおりとりまとめましたので、今後はこの通知に従って対応をお願いします。

## 記

### 1 検査対象者について

新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる方の行政検査については、都道府県等において、主に別紙第7の1(4)で示された疑似症患者等について、これまで行われてきたと承知しているが、今般、別紙に示された疑似症患者の定義に該当する者に加え、以下のいずれかに該当する者についても行政検査を行うこと。

- ・ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、入院を要する肺炎が疑われる者（特に高齢者又は基礎疾患があるものについては、積極的に考慮する）
- ・ 症状や新型コロナウイルス感染症患者の接触歴の有無など医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症と疑う者
- ・ 新型コロナウイルス感染症以外の一般的な呼吸器感染症の病原体検査で陽性となった者であって、その治療への反応が乏しく症状が増悪した場合に、医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症と疑う者

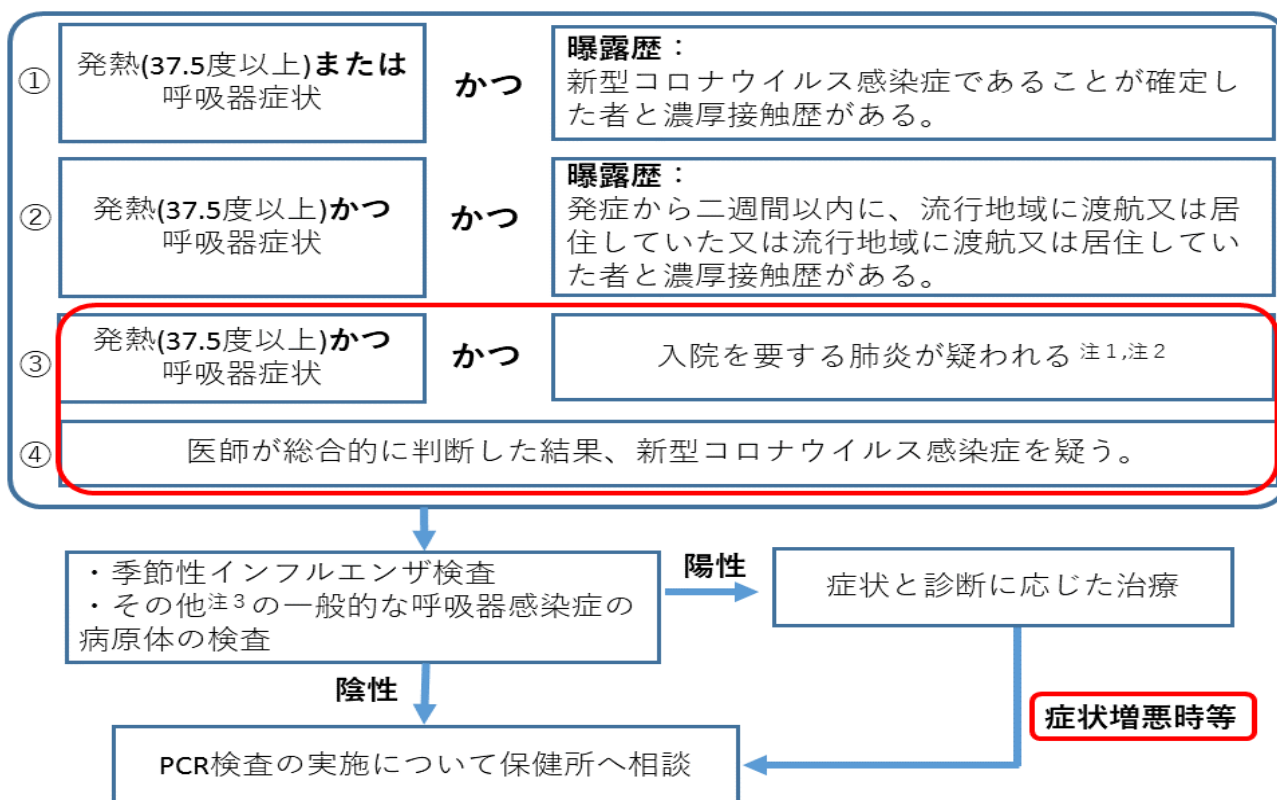
### 2 検査を行う際の留意点について

新型コロナウイルス感染症にかかる検査については、以下の点に留意すること。

- (1) 以下の検査を行った上で、陰性であった場合には検査を実施すること
  - ・ 季節性インフルエンザにかかる検査
  - ・ その他一般的な呼吸器感染症の病原体の検査
- (2) 結果判明までに時間がかかる培養検査などについては、当該検査結果を待つ必要はないこと

<参考>

○検査の流れ



注1. 従前の集中治療その他これに準ずるものに限らず、入院を要する肺炎が疑われる者を対象とする。

注2. 特に高齢者又は基礎疾患がある者については積極的に考慮する。

注3. 病状に応じて、早期に結果の出る迅速検査等の結果を踏まえ、培養検査など結果判明までに時間がかかるものについては、結果が出る前でも保健所へ相談する。

※赤枠は新規変更点

○別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」における新型コロナウイルス感染症に関する部分

○「「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）」に関する留意事項について」（令和2年2月7日健感発第0207第1号）

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」（平成18年3月8日健感発第0308001号厚生労働省結核感染症課長通知）の別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」（抄）

## 第7 指定感染症

- 1 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）

### （1）定義

コロナウイルス科ベータコロナウイルス属の新型コロナウイルス（ベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）（以下「新型コロナウイルス」という）による急性呼吸器症候群である。

### （2）臨床的特徴等（2020年2月2日時点）

現時点で動物等の感染源については不明である。家族間、医療機関などをはじめとするヒト-ヒト感染が報告されている。2019年12月より中華人民共和国湖北省武漢市を中心として発生がみられており、世界的に感染地域が拡大している。

臨床的な特徴としては、潜伏期間は2～10日であり、その後、発熱、咳、全身倦怠感等の感冒様症状が出現する。一部のものは、主に5～14日間で呼吸困難等の症状を呈し、胸部X線写真、胸部CTなどで肺炎像が明らかとなる。高齢者及び基礎疾患を持つものにおいては重症化するリスクが一定程度あると考えられている。

### （3）届出基準

#### ア 患者（確定例）

医師は、（2）の臨床的特徴を有する者について、（4）に該当すること等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、当該者を新型コロナウイルス感染症と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

#### イ 無症状病原体保有者

医師は、診察した者が（2）の臨床的特徴を呈していないが、次の表の左欄に掲げる検査方法により、当該者を新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

#### ウ 疑似症患者

医師は、（2）の臨床的特徴を有する者について、（4）に該当すること等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、当該者を新型コロナウイルス感染症の疑似症と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

#### エ 感染症死亡者の死体

医師は、（2）の臨床的特徴を有する死体について、（4）に該当すること等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、当該者を新型コロナウイルス感染症により死亡したと判断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

#### オ 感染症死亡疑い者の死体

医師は、（2）の臨床的特徴を有する死体について、（4）に該当すること等から新型コロナウイルス感染症により死亡したと疑われる場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	喀痰、気道吸引液、肺胞洗浄液、咽頭拭い液、鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、剖検材料
検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の検出	

(4) 感染が疑われる患者の要件

患者が次のア、イ、ウ又はエに該当し、かつ、他の感染症又は他の病因によることが明らかでなく、新型コロナウイルス感染症を疑う場合、これを鑑別診断に入れる。ただし、必ずしも次の要件に限定されるものではない。

ア 発熱または呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、新型コロナウイルス感染症であることが確定したものと濃厚接触歴があるもの

イ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内にWHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に渡航又は居住していたもの

ウ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内にWHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に渡航又は居住していたものと濃厚接触歴があるもの

エ 発熱、呼吸器症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断し（法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症に相当）、新型コロナウイルス感染症の鑑別を要したもの

※濃厚接触とは、次の範囲に該当するものである。

- ・新型コロナウイルス感染症が疑われるものと同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があったもの
- ・適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していたもの
- ・新型コロナウイルス感染症が疑われるものの気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高いもの

健感発 0207 第 1 号  
令和 2 年 2 月 7 日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長  
(公 印 省 略)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について（一部改正）」に関する留意事項について

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」（平成 18 年 3 月 8 日健感発第 0308001 号厚生労働省結核感染症課長通知）の別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」（以下「別紙」という。）については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について（一部改正）」（令和 2 年 2 月 4 日健感発 0204 第 1 号）により改正し、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）についての届出に関する基準等をお示ししたところである。

別紙第 7 の 1（4）では、新型コロナウイルス感染症について、感染が疑われる患者の要件を、「患者が次のア、イ、ウ又はエに該当し、かつ、他の感染症又は他の病因によることが明らかでなく、新型コロナウイルス感染症を疑う場合、これを鑑別診断に入れる。ただし、必ずしも次の要件に限定されるものではない」としているところであり、これまでも各自治体の判断で検査が行われていることと承知しているが、今後も、各自治体において新型コロナウイルス感染症を強く疑われる場合には、柔軟に検査を行っていただきたい旨、お知らせする。

なお、管内で新型コロナウイルス感染症が疑われる集団発生を認めた場合には、厚生労働省健康局結核感染症課と国立感染症研究所疫学センターに一報願いたい旨も、併せてお知らせする。

# 武漢からのチャーター便（1, 2便） における疫学情報のまとめ

国立感染症研究所  
感染症疫学センター



1便、1/29、帰国時点：Point prevalence  
有病割合(INFECTION)

	帰国者	陽性者	陽性割合
1便	206	3(有症1、無症2)	1.5%

2週間フォロー：Period prevalence有病  
割合(INFECTION)、\*3人2回目の検査追跡中

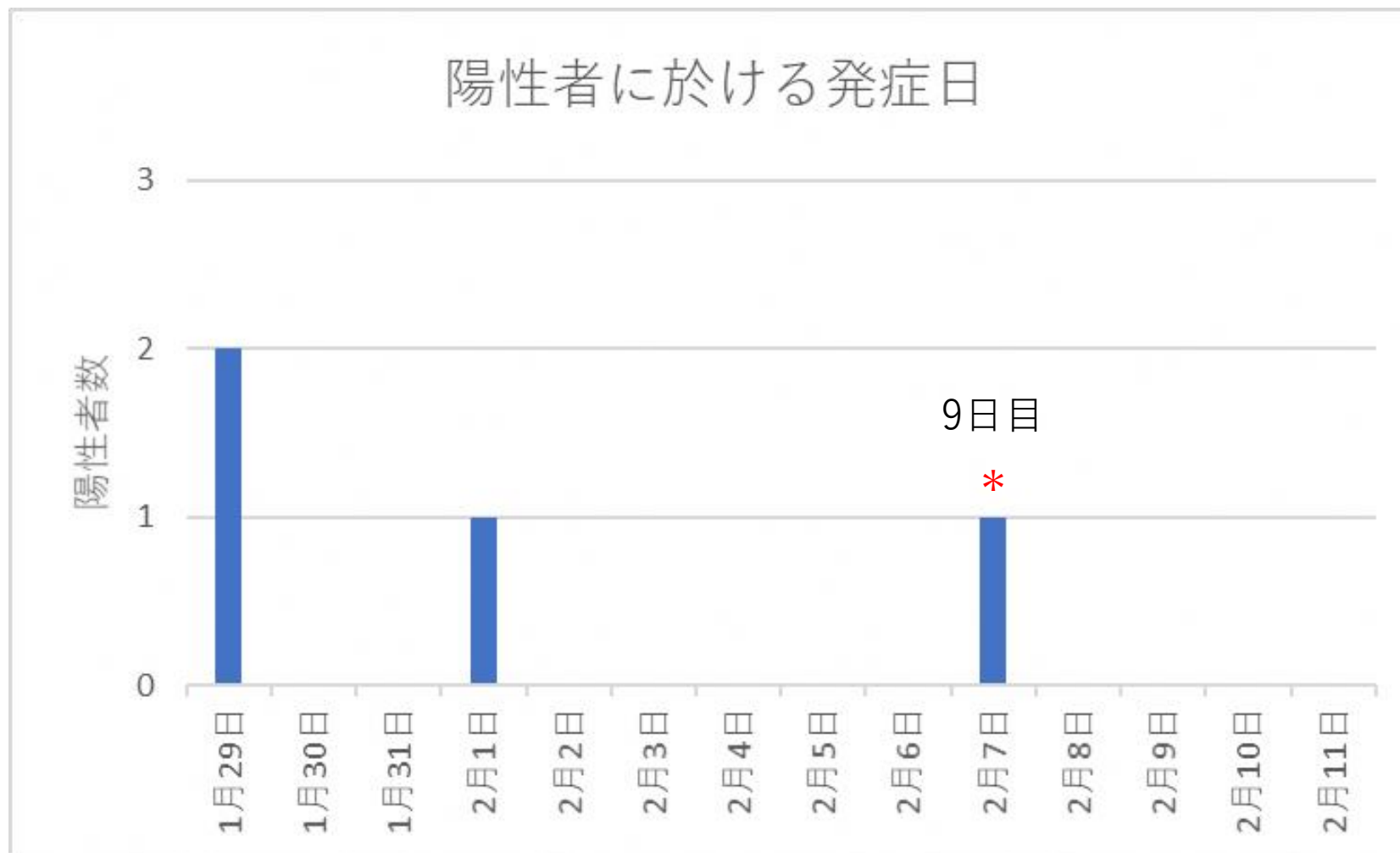
	帰国者	陽性者	陽性割合
1便	206*	5(有症4、無症1)	1.9%

# 2週間前向きフォロー：5例陽性

有症  
発症  
症状無し

第一便(n=206)		day 1	day 2	day 3	day 4	day 5	day 6	day 7	day 8	day 9	day 10	day 11	day 12	day 13	day 14	
		1月29日	1月30日	1月31日	2月1日	2月2日	2月3日	2月4日	2月5日	2月6日	2月7日	2月8日	2月9日	2月10日	2月11日	
機内検疫、降機後	ID:チ3	陰性、肺炎	陽性	陽性	微熱、咳少々						陽性					
有症状者5名	4名	陰性	陰性確認後、施設隔離（4名）											陰性		
検査同意せず2名	2名	拒否	陰性													脱落
NCGM問診と検	ID:チ1	陽性、発症	肺炎発症だが、何時かは不明													
	6名	陰性	陰性確認後、施設隔離（6名）											陰性		
NCGM問診と検	ID:チ4	陽性	発症		解熱、軽快											
査：無症状者2名	ID:チ6	陽性	嘔吐（関係無い?）													
NCGM問診と検	ID:チ12	陰性									発症（肺炎）	陽性			陽性（ギリギリ）	
査：無症状→発症2	ID:チ13	陰性					発症		陰性	陰性、退院（発症するが陰性、陰性）						
2週間無症状者187名	187名	陰性	陰性確認後、施設隔離（187名）											陰性		
無症状者1名→ 陰性結果後帰宅	1名	陰性													脱落	

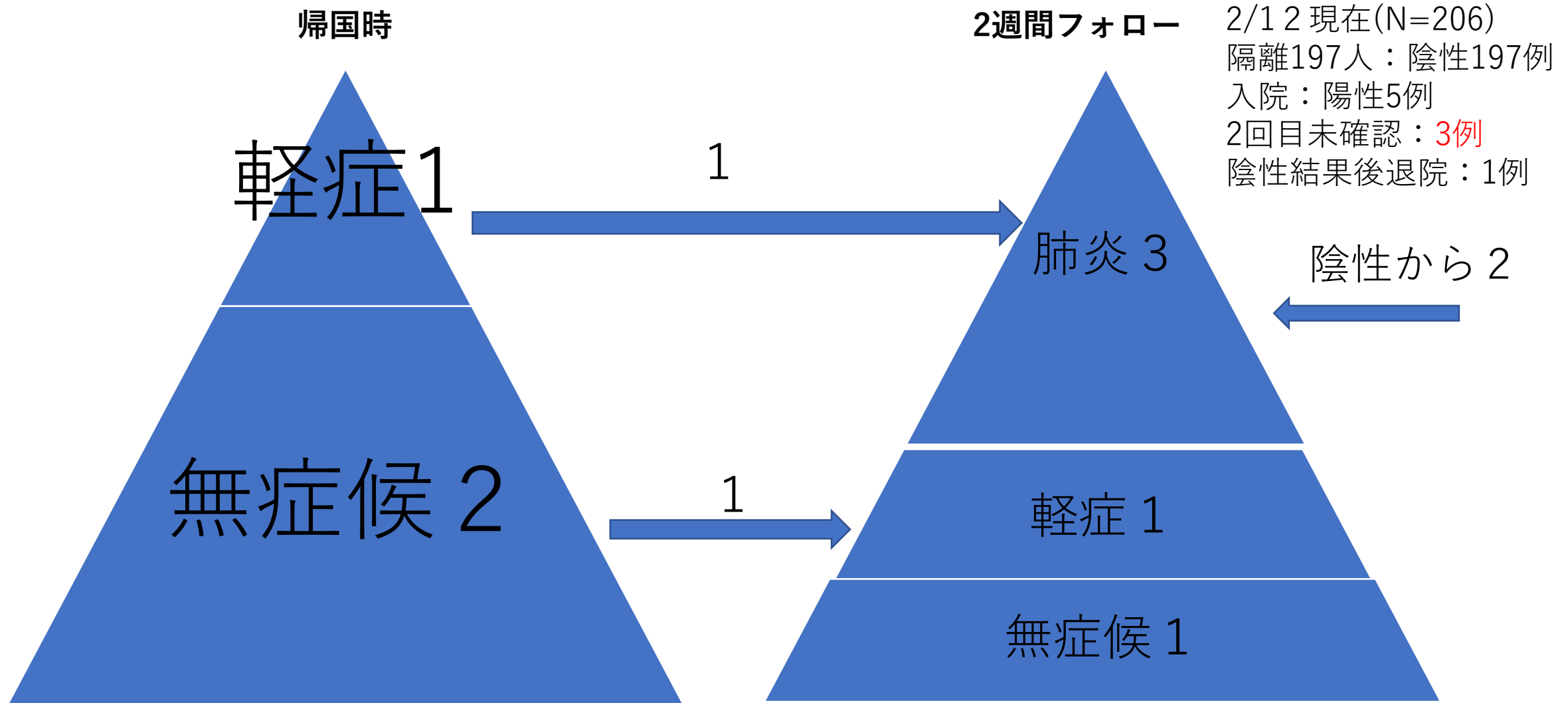
# 流行曲線



Clinical attack rate=2/202  
Infection attack rate=2/203

陽性者5例のうち、1例は無症候陽性者で2月12日現在まで発症せず  
帰国9日目の発症者

# 1便感染ピラミッド： 帰国時、2週間後フォロー



2便、1/30、帰国時点：Point prevalence  
有病割合(INFECTION)

	帰国者	陽性者	陽性割合
2便	210	2(無症2)	1.0%

2週間フォロー：Period prevalence有病  
割合(INFECTION)、\*6人2回目の検査追跡中

	帰国者	陽性者	陽性割合
2便	210*	4(有症3、無症1)	1.9%

# 2週間前向きフォロー：4例陽性

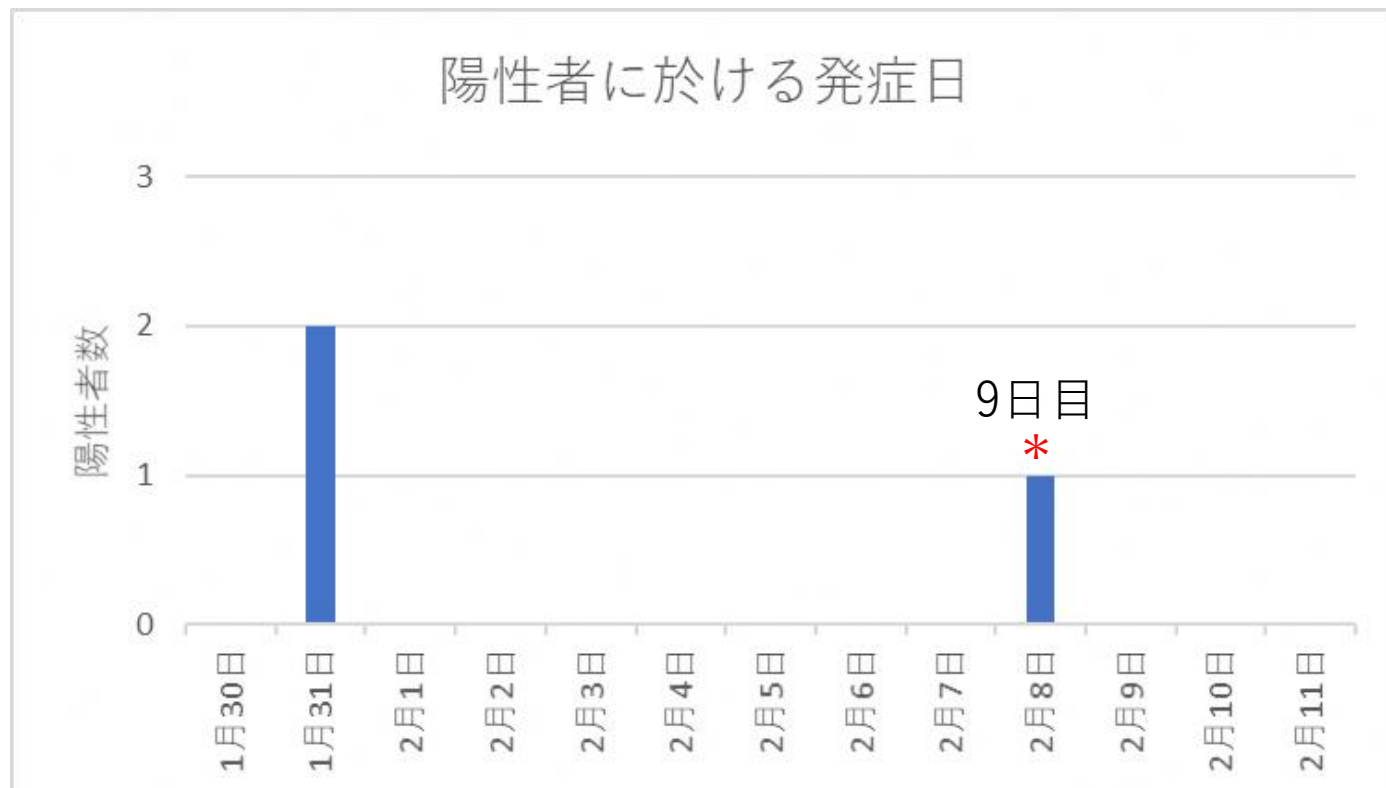
有症

発症

症状無し

第二便(n=210)		day 1	day 2	day 3	day 4	day 5	day 6	day 7	day 8	day 9	day 10	day 11	day 12	day 13	day 14	
		1月30日	1月31日	2月1日	2月2日	2月3日	2月4日	2月5日	2月6日	2月7日	2月8日	2月9日	2月10日	2月11日	2月12日	
機内検疫、降機後有	ID: 千5	帰国直後無症	陰性	肺炎			陽性									
症状者13名	12名	陰性	陰性確認後、施設隔離 (12名)											陰性		
NCGM問診と検査： 有症状者13名	ID: 千7	陽性														
	ID: 千8	陽性	発症、直ぐ解熱			陽性		陽性								陰性
	11名	陰性	陰性確認後、施設隔離 (11名)											陰性		
NCGM問診と検査：無 症状→発症1名	ID: 千11	陰性									発症	陽性、肺炎像				
2週間無症状者187名	176名	陰性														陰性
	7名	陰性													脱落/入院中/退院	

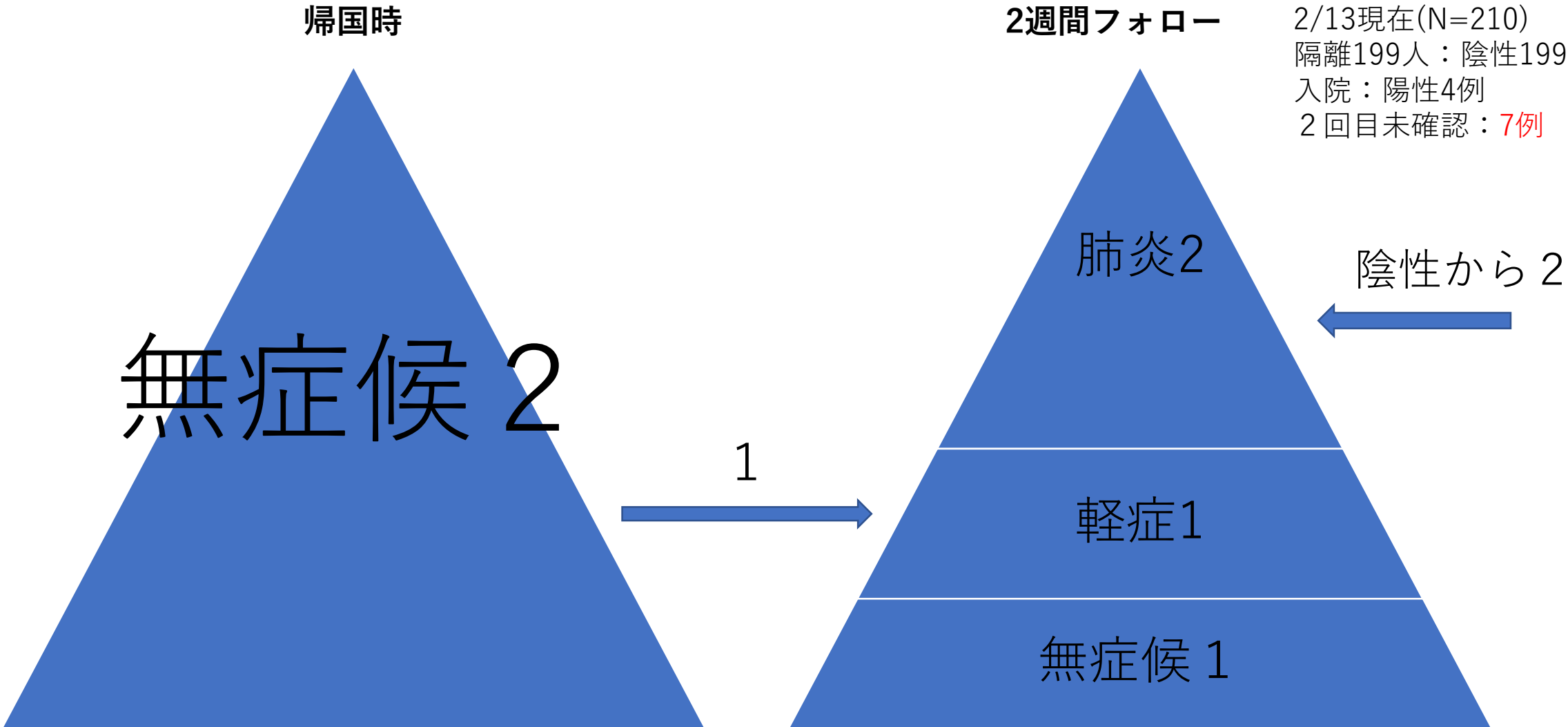
# 流行曲線



Clinical attack rate=3/203  
Infection attack rate=2/203

陽性者4例のうち、1例は無症候陽性者で2月12日現在まで発症せず  
帰国9日目の発症者

# 2便感染ピラミッド：帰国時、2週間後フォロー





# 1, 2便感染ピラミッド：2週間後フォロー

陽性例 9 例

- 1便：206（2週間フォロー済203例）
- 2便：210（2週間フォロー済203例）
- 帰国時陰性で無症状、陽性化した症例 3 例
- 帰国時陰性で、発症（陽性）までの最長期間（9 日目、2例）（潜伏期間更に長い可能性）

肺炎 5

軽症 2

無症候 2

	10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代
帰国者数	6	4	62	97	122	95	19	1
無症候				1		1		
軽症					1	1		
肺炎					2	3		

\* 1便、2便で2回目を確認できていない10例を除く

## 新型コロナウイルス感染症に関するガイドライン

- 「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」（2020年2月10日国立感染症研究所、国立国際医療研究センター国際感染症センター）

<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/2019nCoV-01-200210.pdf>

- 「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド」（2020年2月12日日本環境感染学会）

[http://www.kankyokansen.org/modules/news/index.php?content\\_id=332](http://www.kankyokansen.org/modules/news/index.php?content_id=332)

- 「新型コロナウイルス（COVID-19）感染症への対応について」（一般社団法人日本感染症学会）

[http://www.kansensho.or.jp/modules/topics/index.php?content\\_id=31](http://www.kansensho.or.jp/modules/topics/index.php?content_id=31)

- 「新型コロナウイルス（2019-nCoV）感染症への対応について」（一般社団法人日本環境感染学会）

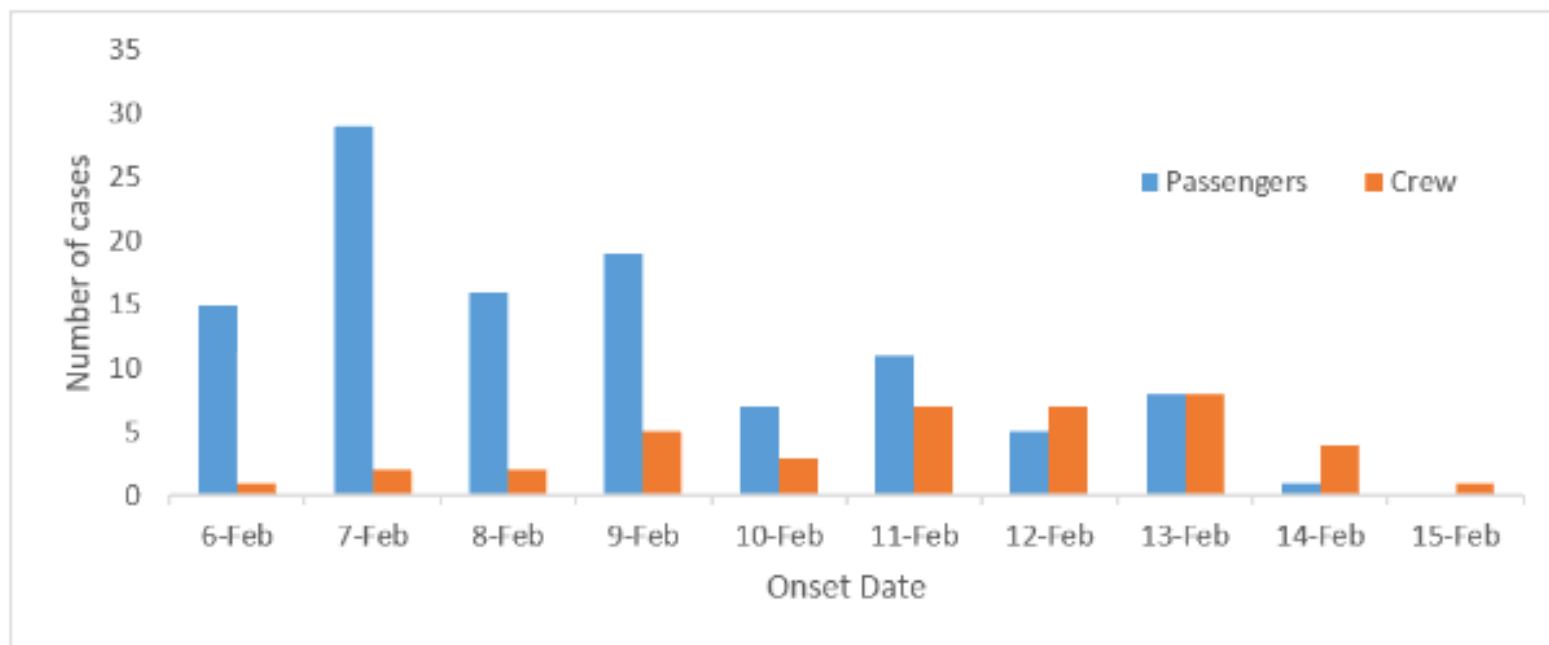
[http://www.kankyokansen.org/modules/news/index.php?content\\_id=328](http://www.kankyokansen.org/modules/news/index.php?content_id=328)

- 厚生労働行政推進調査事業「一類感染症等の患者発生時に備えた臨床的対応に関する研究」において作成中の「コロナウイルス肺炎の診療の手引き」は2月末に完成予定

	主な出来事	政府の対策(イベントの開催関係)
4月28日	WHOフェーズ4宣言(継続的に人から人への感染がみられる状態)	○ 基本的対処方針策定(イベントの開催に関しては特段の記述なし)
4月30日	WHOフェーズ5に引上げ(地域単位の感染が2カ国以上で発生、大流行直前の兆候あり)	
5月 1日		○ 基本的対処方針改定(国内発生に備えた措置を追加) 「五.(二)患者や濃厚接触者が活動した地域等における感染拡大防止措置の徹底 ・集会・スポーツ大会等の開催自粛の要請」を改定。
5月16日	兵庫・大阪で最初の国内発生	○ 確認事項を決定(基本的対処方針を踏まえて当面講ずべき措置の具体的内容) 「三.(四)集会、スポーツ大会等については、一律の自粛要請は行わないが、主催者に対し、感染の広がりを考慮し、当該集会等の開催の必要性を改めて検討するとともに、感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請する。」旨、各自治体に通知。
5月22日		○ 基本的対処方針改定(国内発生を受けて改定) 「二.(四)集会、スポーツ大会等については、一律に自粛要請は行わない。ただし、主催者に対し、感染の広がりを考慮し、当該集会等の開催の必要性を改めて検討するとともに、感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請する。」と改定。
6月12日	WHOフェーズ6に引上げ(世界的なまん延状況)	

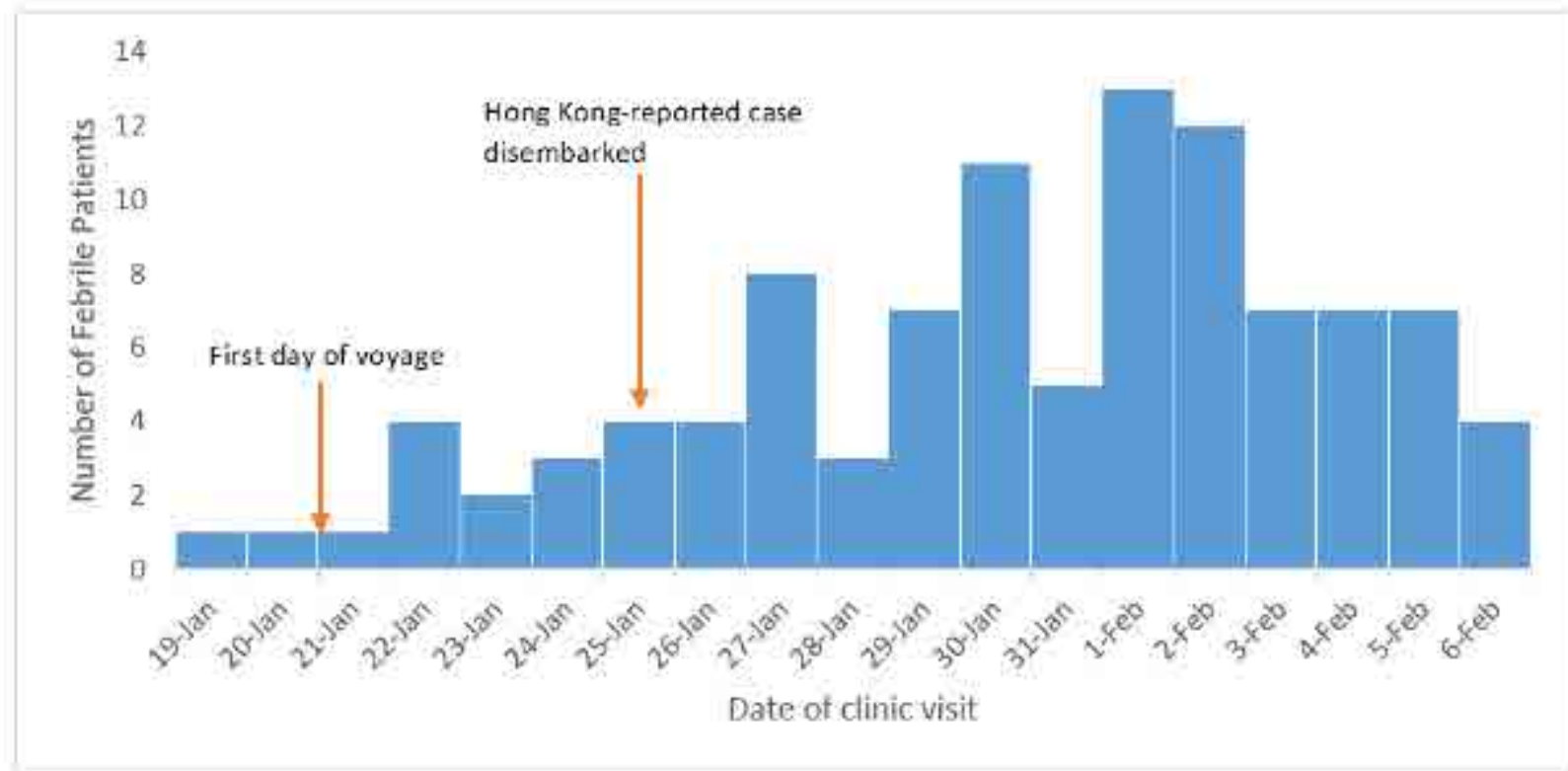
# クルーズ船における 新型コロナウイルス感染症患者の発症日

Number of confirmed COVID-19 cases with reported onset dates, by onset date, aboard Diamond Princess, 6 - 17 February 2020 (n=151)



## 船内クリニックを受診した発熱患者数

Febrile Patients, by date of clinic visit, Diamond Princess clinic, 19 Jan – 2 Feb 2020 (n=79)



事務連絡  
令和2年2月18日

**【重要】**

**新型コロナウイルスの国内での感染をできる限り抑えることが重要となっています。発熱等の風邪の症状が見られるときは、無理をせずに自宅で休養するなど、対策のポイントをまとめましたので関係各位におかれては御一読いただきますようお願いいたします。**

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課  
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課  
各都道府県私立学校主管部課  
各国公立大学法人担当課  
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課  
各文部科学大臣所轄学校法人担当課  
大学を設置する各学校設置会社担当課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課  
独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局担当課  
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課  
厚生労働省医政局医療経営支援課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

学校における新型コロナウイルスに関連した感染症対策について

国内において新型コロナウイルスに感染した事例が相次いで報告されている中、今後は、国内での感染をできる限り抑えることが重要となってきました。このため、改めて下記のとおり感染症対策のポイントをお知らせしますので、学校における感染症対策に万全を期すようお願いいたします。幼児・児童・生徒・学生（以下、「児童生徒等」という。）に対しては、現在の知見の下での新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識をもとに、発達段階に応じた感染症対策の指導をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化していることから、各教

育委員会等においても、関連ホームページで最新の情報を収集し、必要に応じて、児童生徒等、保護者及び教職員等に周知していただきますよう、引き続きよろしく願いいたします。その際、文部科学省ホームページにおいて、新型コロナウイルス感染症に関する対応についての特設ページも適宜ご活用ください。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課にかかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体、文部科学大臣所轄学校法人、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社等及び学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局におかれては所管の学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に周知されるようお願いいたします。

## 記

### 1. 基本的な感染症対策の徹底

手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底するよう指導してください。

### 2. 日常の健康管理や発熱等の風邪の症状がみられる場合の対応

免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がけるよう指導してください。また、保護者との連携を密にし、健康観察を徹底して行い、児童生徒等に発熱等の風邪の症状が見られるときは、無理をせずに自宅で休養するよう指導するとともに、教職員についても同様の対応を促してください。

自宅休養した場合の出欠の扱いについては、「学校保健安全法第19条による出席停止」又は「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができます。その場合、指導要録上も「欠席日数」とはせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行うようにしてください。また、このことについて、児童生徒及び保護者等にも、必要に応じて周知してください。

なお、今回の新型コロナウイルス感染症に関し、「学校保健安全法第19条による出席停止」とする目安は以下のとおりです。ただし、教育委員会や学校等の判断で、独自の基準等を設けている場合は、当該運用に従っていただいて構いません。

- ・風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様）
- ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合
- ・医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合

### 3. 適切な環境の保持

適切な環境の保持のため、教室等のこまめな換気を心がけるとともに、空調や衣服による温度調節を含めて温度、湿度の管理に努めるよう適切な措置を講じてください。

### 4. 卒業式などの学校行事等における感染症対策

卒業式などの学校行事や入学試験など、大勢の人が長時間同じ空間にいる場合には、こまめな換気を実施するとともに、会場の入り口にアルコール消毒液を設置するなど、可能な範囲での対応を検討してください。

(参考情報)

#### ○関連情報ホームページ

- ・新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について（文部科学省ホームページ）  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/index.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html)
- ・新型コロナウイルス感染症対策の対応について（内閣官房ホームページ）  
[http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel\\_coronavirus.html](http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html)
- ・新型コロナウイルス感染症について（厚生労働省ホームページ）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)
- ・海外安全ホームページ（外務省ホームページ）  
[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsbothazardinfo\\_009.html#ad-image-0](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsbothazardinfo_009.html#ad-image-0)
- ・学校において予防すべき感染症の解説（日本学校保健会ホームページ）  
<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/211>

<本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局  
健康教育・食育課  
保健指導係

T E L : 03-6734-2918



事務連絡  
令和2年2月18日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

保育所等の子ども等、社会福祉施設等の利用者等及び児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について

標記について、保育所等などで新型コロナウイルス感染症が発生した場合に、事態に迅速に対処するため、各関係機関に対し、別添1「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について」（令和2年2月18日厚生労働省健康局結核感染症課ほか事務連絡）、別添2「社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について」（令和2年2月18日厚生労働省健康局結核感染症課ほか事務連絡）及び別添3「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について」（令和2年2月18日文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課ほか事務連絡）が発出されましたので、お知らせします。

貴職におかれましては、内容について御了知いただくとともに、各関係機関と緊密な連携を図り、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めていただきますようお願いいたします。

事務連絡  
令和2年2月18日

各 

都道府県
指定都市
中核市

 保育主管部（局）  
地域子ども・子育て支援事業主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課  
厚生労働省子ども家庭局保育課  
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応  
について

保育所等（問合せ欄に記載の地域子ども・子育て支援事業を含む。以下同じ。）  
において保育所等の子どもや職員（以下「子ども等」という。）に新型コロナウイルス  
感染症が発生した場合、事態に迅速に対処するため、当面の間、別紙のと  
おりの対応とします。

つきましては、事前に十分把握いただき、万が一新型コロナウイルス感染症  
が発生した場合には、御対応よろしく願いいたします。

また、管下の保育所等に対しても周知をお願いするとともに、都道府県にお  
かれましては、管内市町村（特別区を含む。）に対する周知をお願いいたしま  
す。

なお、御不明な点等があれば、以下に御連絡・御相談ください。

(保育所、地域型保育事業所、一時預かり事業、病児保育事業、延長保育事業について)

厚生労働省子ども家庭局保育課

TEL : 03-5253-1111 (内線4854, 4839)

FAX : 03-3595-2674

E-mail : [hoikuka@mhlw.go.jp](mailto:hoikuka@mhlw.go.jp)

(利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業、放課後児童クラブについて)

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

TEL : 03-5253-1111 (内線4966)

FAX : 03-3595-2749

E-mail : [clubsenmon@mhlw.go.jp](mailto:clubsenmon@mhlw.go.jp)

(別紙)

保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応  
(2月18日時点)

【発生情報の保育所等への連絡について】

1. 新型コロナウイルス感染症に罹患した子ども等について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第12条第1項の届け出を受けた都道府県、保健所を設置する市又は特別区（以下「都道府県等」という。）は、本人又は保護者の同意を得て、届け出を受けた内容について、当該子ども等が在籍する保育所等が所在する市区町村に連絡する。連絡を受けた市区町村は、当該保育所等と情報を共有する。

【登園等停止の措置及び臨時休園等の判断について】

2. 市区町村は、当該子ども等に対して、治癒するまでの間、登園等を避けるよう保護者等に要請する。また、市区町村及び保育所等は、都道府県等が行う感染経路の特定や濃厚接触者の特定等に協力する。
3. 都道府県等は、主に地域での流行早期の段階に行われる公衆衛生対策の観点からの休園等の必要性の有無について判断し、必要であると判断した場合、市区町村に対し、保育所等の全部又は一部の臨時休園等を要請する。  
また、都道府県等は、感染のおそれがある子ども等について、必要と認められる場合には、市区町村を通じて保育所等に対し、登園等を避けるよう要請する。
4. 都道府県等から臨時休園等の要請がない場合であっても、市区町村は、例えば、地域ですでに感染が拡大しており、保育所等において多数の発症者がいる場合などには、保育所等運営上の対策を講じる目的などの観点から必要な臨時休園等を行うことができる。その場合には、休園等に伴う影響等を十分に考慮し、必要に応じて都道府県等と相談の上、判断することが重要である。

【地域住民や保護者への情報提供等】

5. 都道府県等は、地域の住民等に対し、正しい理解を得るための必要な情報を提供するとともに、市区町村と連携して、保育所等を通じて、保護者等に対しても同様に情報を提供する。

事務連絡  
令和2年2月18日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局） 御中  
中核市

厚生労働省健康局結核感染症課  
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課  
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室  
厚生労働省老健局高齢者支援課  
厚生労働省老健局振興課  
厚生労働省老健局老人保健課

社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の  
対応について

社会福祉施設等（通所・短期入所等に限る。以下同じ。）の利用者等（社会福祉施設等の利用者及び職員をいう。以下同じ。）に新型コロナウイルス感染症が発生した場合には、事態に迅速に対処するため、当面の間、別紙のと通りの対応とします。

つきましては、事前に十分把握いただき、万が一新型コロナウイルス感染症が発生した場合には、関係機関等との連携に十分留意した上で、御対応よろしくお願いいたします。

また、管下の社会福祉施設等に対しても周知をお願いするとともに、都道府県におかれましては、管内市区町村に対する周知をお願いいたします。

なお、ご不明な点等があれば、以下に御連絡・御相談ください。

(公衆衛生対策に関するお問い合わせ)

※公衆衛生に関するお問い合わせについては、衛生主管部局を通じて、厚生労働省健康局結核感染症課にお問い合わせください。

(児童心理治療施設及び児童自立支援施設(いずれも通所に限る。)並びに子育て短期支援事業に関するお問い合わせ)

○厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

TEL: 03-5253-1111 (内線4867、4868)

(障害福祉サービス事業所等に関するお問い合せ)

○厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

TEL: 03-5253-1111 (内線3148)

(障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業のうち日中一時支援に関するお問い合わせ)

○厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

TEL: 03-5253-1111 (内線3022)

(介護保険サービスに関するお問い合わせ)

○厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室

TEL: 03-5253-1111 (内線3975、3973)

○厚生労働省老健局高齢者支援課

TEL: 03-5253-1111 (内線3929、3971)

○厚生労働省老健局振興課

TEL: 03-5253-1111 (内線3937、3979)

○厚生労働省老健局老人保健課

TEL: 03-5253-1111 (内線3948、3949)

(別紙)

社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルス感染症が  
発生した場合等の対応  
(2月18日時点)

【発生情報の社会福祉施設等への連絡について】

1. 新型コロナウイルス感染症に罹患した利用者等について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第12条第1項の届出を受けた都道府県、保健所を設置する市又は特別区（以下「都道府県等」という。）は、本人又は家族の同意を得て、届出を受けた内容について、当該利用者等が利用する社会福祉施設等の認可権者等に連絡する。（※）連絡を受けた認可権者等は、当該社会福祉施設等と情報を共有する。  
（※）認可権者等が市区町村でない場合には、社会福祉施設等の所在する市区町村にも連絡すること。

【利用停止等の措置及び臨時休業等の判断について】

2. 社会福祉施設等は、当該利用者等に対して、治癒するまでの間、利用を避けるよう本人又は家族等に要請する。また、認可権者等及び社会福祉施設等は、都道府県等が行う感染経路の特定や濃厚接触者の特定等に協力する。
3. 都道府県等は、主に地域での流行早期の段階に行われる公衆衛生対策の観点からの休業の必要性の有無について判断し、必要であると判断した場合、社会福祉施設等に対し、その全部又は一部の休業を要請する。  
また、都道府県等は、感染のおそれがある利用者等について、必要と認める場合には、認可権者等を通じて社会福祉施設等に対し、サービス利用を避けるよう要請する。

【地域住民や家族への情報提供等】

4. 都道府県等は、地域の住民等に対し、正しい理解を得るための必要な情報を提供するとともに、認可権者等と連携して、社会福祉施設等を通じて、家族等に対しても同様に情報を提供する。

事務連絡  
令和2年2月18日

**【重要】**

児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の出席停止及び臨時休業について、現時点での考え方を示しますので、関係各位におかれては御一読をお願いいたします。

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課  
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課  
各都道府県私立学校主管部課  
各 国 公 立 大 学 法 人 担 当 課  
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課  
各 文 部 科 学 大 臣 所 轄 学 校 法 人 担 当 課  
大学を設置する各学校設置会社担当課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課  
独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局担当課  
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課  
厚生労働省医政局医療経営支援課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課  
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課  
文部科学省高等教育局高等教育企画課

児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について

児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合に、事態に迅速に対処するため、文部科学省と厚生労働省において協議の上、当面の間の対応について、別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体、文部科学大臣所轄学校法人、大学を設



置する学校設置会社におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局におかれては所管の学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に周知されるようお願いいたします。

<本件連絡先>

文部科学省：03-5253-4111（代表）

○公立学校（高等学校段階まで）

初等中等教育局 健康教育・食育課（内2918）

○私立学校

高等教育局 私学部 私学行政課（内2533）

○国立大学附属学校

総合教育政策局 教育人材政策課（内3498）

○国立大学

高等教育局 国立大学法人支援課（内3760）

○公立大学

高等教育局 大学振興課（内3370）

○高等専門学校

高等教育局 専門教育課（内3347）

○専修学校・各種学校

総合教育政策局 生涯学習推進課 専修学校教育振興室（内2939）

(別紙)

児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応

(2月18日時点)

### 【発生情報の学校等への連絡について】

1. 新型コロナウイルス感染症に罹患した児童生徒等について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月2日法律第114号）第12条第1項の届け出を受けた都道府県、保健所を設置する市又は特別区（以下「都道府県等」という。）は、本人又は保護者の同意を得て、届け出を受けた内容について、学校の設置者及び学校と情報を共有する。  
(市区町村立の学校である場合には、都道府県等は、当該児童生徒等が在籍する学校が所在する市区町村に連絡し、連絡を受けた市区町村は、学校の設置者及び学校に連絡する。)

### 【出席停止の措置及び臨時休業の判断について】

2. 校長は、当該児童生徒等に対して、治癒するまでの間、学校保健安全法（昭和33年4月10日法律第56号）第19条の出席停止の措置を取る。また、学校の設置者及び学校は、都道府県等が行う感染経路の特定や濃厚接触者の特定等に協力する。
3. 都道府県等は、主に地域での流行早期の段階に行われる公衆衛生対策の観点からの休業の必要性の有無について判断し、必要であると判断した場合、学校の設置者に対し、学校の全部または一部の臨時休業を要請する。  
また、都道府県等は、感染のおそれがある児童生徒等について、必要と認めた場合には、校長に対し、出席停止の措置を取るよう要請する。
4. 都道府県等から臨時休業の要請がない場合であっても、学校の設置者は、例えば、地域ですでに感染が拡大しており、学校において多数の発症者がいる場合などには、学校運営上の対策を講じる目的などの観点から必要な臨時休業を行うことができる。その場合には休業等に伴う学習面への影響等を十分に考慮し、必要に応じて都道府県等と相談の上、判断することが重要である。

(参考) 学校保健安全法

第十九条 校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

第二十条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

### 【地域住民や保護者への情報提供等】

5. 都道府県等は、地域の住民等に対し、正しい理解を得るための必要な情報を提供するとともに、学校の設置者と連携して、学校を通じ、保護者等に対しても、同様に情報を提供する。